

議運提案

議会による行政評価実施要綱の制定について

議会による行政評価実施要綱を別紙のとおり定め、令和6年度から適用する。

令和6年6月21日

提出者 飯田市議会 予算決算委員会
委員長 竹村圭史

「議会による行政評価」実施要綱（案）

1 目的

- (1) 飯田市自治基本条例第 22 条の規定により議会による行政評価を行い、市の執行機関の活動を監視することによって、適正な行政運営の確保に努める。
- (2) 議決事件とした基本構想基本計画の進行管理に関与することで、議会としての責任を果たす。
- (3) 決算期に基本構想基本計画の体系を踏まえて政策の評価を行い、その結果を次の予算審議時に反映させる行政評価の手法を用いた政策サイクルの実現。

2 基本方針

(1) 実施体制

- ①行政評価は、予算決算委員会の所管事務調査として実施する。
- ②総務委員会、社会文教委員会及び産業建設委員会の3つの委員会の構成員による予算決算委員会分科会（以下「分科会」）が、各基本目標を分担して評価を行うことを原則とし、基本目標のマネジメントリーダー（執行機関の各部局長）の部局を所管する分科会が担当する。
- ③複数の分科会に関連する基本目標については、必要に応じて連合審査会を開催する。また、リニア中央新幹線に関連する事項については、リニア推進特別委員会の構成員による分科会を設置し、担当分科会と連合審査会を開催する。
- ④政策会議は、評価の進め方の認識の共有、部局横断的な考え方の共有・検討、提言内容の分科会間の調整、予算増減を伴う提言内容の調整などを行う。

(2) 評価手法

- ①『いいだ未来デザイン 2028』に対する行政評価を、前期計画、中期計画、後期計画の各4年間のサイクルで行う。
- ②4年間のサイクルで行う評価手法は次のとおりとする。

I 計画期間初年度の行政評価

- ・全ての基本目標を評価対象とする。
- ・改めて前の期の4年間の評価の検証を行う。
- ・前の期の最終年度に、次期計画へ向けて評価した内容を検証し、新たな視点があれば今後に向けて提言する。
- ・年度戦略の個別評価は行わない。

II 計画期間2年目、3年目の行政評価

- ・基本目標の個別評価は行わない。年度戦略から基本目標を見る視点で年度戦略を評価する。
- ・年度戦略の評価は、2年間で全ての戦略を評価することを前提とするが、各分科会の判断により、重複評価する年度戦略や、評価しない年度戦略が生じることもあり得る。
- ・行政評価の手法を用いた政策サイクルの視点から事務事業評価を行う。
- ・事務事業の選択は、各常任委員会が所管する基本目標に関わる年度戦略に紐付いている事務事業の中から、また、所管事務調査に関わりの深い事務事業などから選択する。

III 計画期間最終年度の行政評価

- ・全ての基本目標を評価対象とする。
- ・当該計画期間4年間の評価を行う。
- ・次期計画に向けて提言する。
- ・年度戦略の個別評価は行わない。

(3) 評価の進め方

評価の段階ごとステップを設定し、管理する。進捗状況に応じ適宜それまでの取り組みの振り返りを行うステップを設定する。

(4) 行政評価を用いた政策サイクルの実現

①提言した内容が次年度予算にどのように反映されたかの審査は、当初予算案の審査において行う。

②反映状況の中で、政策会議において課題等が共有された事項については、担当分科会において、その後の進捗の状況報告を受けるなどし、継続的な調査を進める。これは改選及び任期による委員の交代があった場合も同様とする。

(5) 分野別計画の評価

①「いいだ未来デザイン 2028」が戦略バスケット方式をとっているため（別添資料 1）、分野別計画は別途評価する。

②予算決算委員会を除く各常任委員会は、6 月又は 12 月議会、若しくは 2 年任期の間に一つ以上の分野別計画（分野別計画の一部でも可）の評価に取り組むよう努める。

③評価にあたっては、分野別計画を所管事務調査の対象とし、市民との意見交換を行うなど継続した調査を行い、提案、提言に結びつけるよう努める。